

名駅南訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人スボNAGO ネクストが開設する名駅南訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する事業所のみ記載する。)
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称　名駅南訪問看護ステーション
② 所在地　愛知県名古屋市中村区名駅五丁目38番17号 ソリッド名駅 102号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	2名	1名	3名	—	常勤兼務の者は管理者と兼務
	准看護師		—	1名	—	
理学療法士		—	—		—	
作業療法士		—	—		—	
言語聴覚士		—	—	—	—	
事務職員		1名	—	—	—	

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
③ 営業時間　午前9時00分から午後6時00分までとする。
④ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル未満 200 円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 300 円
- ③ 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満 400 円
- ④ 実施地域を越えた地点から、片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満 500 円

※実施地域を越えた地点から、片道 20 キロメートル以上は 1 キロメートルを増す毎に 50 円とする。

3 死後の処置料は、10,000 円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市全域とする。

(緊急時等及び事故発生時の対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(相談・苦情対応)

第10条 ステーションは、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行うこととする。

(個人情報の保護)

第11条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業所者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為に以下の措置を講じるものとする。

- 1.虐待防止担当者を選出
- 2.苦情解決のための体制を設置
- 3.虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - ② 繼続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人spo NAGO ネクストと名駅南訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日改訂。

令和 6 年 1 月 26 日改訂。

令和 6 年 7 月 16 日改訂。

令和 6 年 8 月 16 日改訂。

令和 7 年 6 月 24 日改訂。